

峡北漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要	遊漁料金の変更
-------	---------

新旧対照表 (赤下線: 変更部分)

変更案					現行規則				
峡北漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則 第1条～第3条 (省略) 第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、峡北漁業協同組合事務所(葦崎市円野町)又は組合の指定する場所において、納付するときの遊漁料(表中「前売り」という。)および、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表中「現場売り」という。)は、次表のとおりとする。					峡北漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則 第1条～第3条 (省略) 第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、峡北漁業協同組合事務所(葦崎市円野町)又は組合の指定する場所において、納付するときの遊漁料(表中「前売り」という。)および、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料(表中「現場売り」という。)は、次表のとおりとする。				
魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料		魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
			前売り	現場売り				前売り	現場売り
あゆ	さおづり	1日	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	あゆ	さおづり	1日	<u>1,800円</u>	<u>2,400円</u>
		1年	<u>8,000円</u>				1年	<u>7,000円</u>	
あゆ以外の魚種	さおづり置針	1日	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	あゆ以外の魚種	さおづり置針	1日	<u>800円</u>	<u>1,200円</u>
		1年	<u>5,000円</u>				1年	<u>4,000円</u>	
2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、次表右欄のとおりとする。					2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定に関わらず、次表右欄のとおりとする。				
中学生以下の者	無		料		中学生以下の者	無		料	
75才以上	あゆ・さおづり・1年		<u>5,500円</u>		75才以上	あゆ・さおづり・1年		<u>5,150円</u>	
	あゆ以外の魚種・さおづり置針・1年		<u>3,500円</u>			あゆ以外の魚種・さおづり置針・1年		<u>3,000円</u>	
肢体不自由者	あゆ・さおづり・1年		<u>5,500円</u>		肢体不自由者	あゆ・さおづり・1年		<u>5,150円</u>	
	あゆ以外の魚種・さおづり置針・1年		<u>3,500円</u>			あゆ以外の魚種・さおづり置針・1年		<u>3,000円</u>	
第4条第3項～第10条 (省略)					第4条第3項～第10条 (省略)				